

保育所・幼稚園・認可外保育施設等の無償化に関する手続きについて

入所・転園等により手続きが必要となる場合があります。

幼児教育・保育の無償化の開始により制度が複雑化していますので、不明の点はこども未来課へお尋ねください。

	0歳児～2歳児		満3歳児		3歳児～5歳児	
	住民税非課税世帯	住民税課税世帯	住民税非課税世帯	住民税課税世帯	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
保育所 (※1)	保育料	無償	対象外		無償	
	主食費・副食費	保育料に含まれます		東神楽町では国の制度を拡充して 主食費・副食費の助成制度を実施します		
	【手続き】 子どものための教育・保育給付費	手続きが必要です (3号認定)		手続きが必要です (2号認定)		
	【手続き】 子育てのための施設等利用給付費	手続きは不要です		手続きは不要です		
幼稚園 (※2)	保育料	-		無償		
	主食費・副食費	-		東神楽町では国の制度を拡充して 主食費・副食費の助成制度を実施します		
	預かり保育 (※3)	-		手続きを行うことで 無償化の対象となります	対象外	手続きを行うことで 無償化の対象となります
	【手続き】 子どものための教育・保育給付費	-		手続きが必要です (1号認定)		
	【手続き】 子育てのための施設等利用給付費 (※3)	-		手続きが必要です (3号認定)	手続きは不要です	手続きが必要です (2号認定)
未移行幼稚園	保育料	-		無償 (上限額：2.57万円)		
	主食費・副食費	-		東神楽町では国の制度を拡充して 主食費・副食費の助成制度を実施します		
	預かり保育 (※3)	-		手続きを行うことで 無償化の対象となります	対象外	手続きを行うことで 無償化の対象となります
	【手続き】 子どものための教育・保育給付費	-		手続きは不要です		
	【手続き】 子育てのための施設等利用給付費 (※3)	-		手続きが必要です (3号認定)	手続きが必要です (1号認定)	手続きが必要です (1号若しくは2号認定) (※5)
認可外保育所等 (※3)	保育料	無償 (上限額：4.2万円)	無償化の対象外 (※4)		無償 (上限額：3.7万円)	
	主食費・副食費	園の規程によります		東神楽町では国の制度を拡充して 主食費・副食費の助成制度を実施します		
	【手続き】 子どものための教育・保育給付費	手続きは不要です		手続きは不要です		
	【手続き】 子育てのための施設等利用給付費	手続きが必要です (3号認定)	手続きは不要です		手続きが必要です (2号認定)	

●満3歳児を除き、年齢については4月1日時点での年齢にて参照してください。

※1 認定こども園の保育所機能部分も含みます。

※2 認定こども園の幼稚園機能部分も含みます。

※3 保育の必要性の認定を受けること（就労等により保育を受ける必要がある状態）が前提となります。

※4 東神楽町独自の助成制度の対象となる場合があります。

■問い合わせ先

東神楽町教育委員会こども未来課

電話：0166-83-5816 平日午前8時30分～午後5時15分